有する自動車（平成二十五年四月一日以降に指定を受けた自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造（乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号）1の1―1の⑷及び貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）1の1―1の⑶の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十七年度燃費基準」という。）に適合することを目的として変更されたものを除く。）、燃料の種類（平成二十七年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものを除く。）、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造（平成二十七年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものを除く。）、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものを除く。）

二　平成三十一年八月二十三日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車であって、次に掲げるもの（平成二十七年二月二十四日以降に指定を受けた自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造（平成二十七年二月二十三日以前に指定を受けた自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造（平成二十七年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものを除く。）、燃料の種類（平成二十七年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものを除く。）、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造（平成二十七年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものを除く。）、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものを除く。）

イ　車両総重量二・五トンを超える自動車

ロ　イに掲げる自動車の形状に類する自動車

三　平成三十年二月二十三日までに製作された専ら乗用の用に供する車両総重量二・五トン以下の軽自動車のうち、ボンネットを有する自動車以外のもの（平成二十六年十月一日以降に指定を受けた自動車（平成二十六年九月三十日以前に指定を受けた自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造（平成二十七年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものを除く。）、燃料の種類（平成二十七年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものを除く。）、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造（平成二十七年度燃費基準に適合することを目的として変更されたものを除く。）、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものを除く。）を除く。）

附　則

この告示は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、平成二十三年八月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百六十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成三年運輸省建設省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

表矢部川水系の項中

矢部川	左岸	福岡県山門郡瀬高町大字廣瀬字堤谷七百三十九番の二地先	九州地方整備局筑後川河川事務所
	右岸	同県八女市大字矢原字二ノ辻五百六十一番の一地先	福岡管区気象台
海			
船小屋、浦島橋			

を

矢部川	左岸	福岡県みやま市瀬高町廣瀬字堤谷七百三十九番の二地先	九州地方整備局筑後川河川事務所
	右岸	同県八女市大字矢原字二ノ辻五百六十一番の一先地	福岡管区気象台
海			
船小屋			

に改める。

表大淀川水系の項中

大淀川	左岸	宮崎県都城市大字五十町字瀬戸上千二百九十四番の二の乙地先	宮崎県都城市高崎町縄瀬字下小牧四千百八十八番地先
	右岸	同市同大字字渕脇五千二百九十四番の三地先	同市高城町有水字上大久保千二百二十三番の九十二地先
本庄川	左岸	宮崎県東諸県郡綾町大字入野字四枝六百七番の一地先	大淀川への合流点
	右岸	同町同大字字中川原百十八番地の二地先	高岡、柏田
			岳下
			嵐田
大淀川			九州地方整備局宮崎河川国道事務所
			宮崎地方気象台

を

大淀川	左岸	宮崎県都城市大字五十町字瀬戸上千二百九十四番の二の乙地先	宮崎県都城市高崎町縄瀬字下小牧四千百八十八番地先
	右岸	同市同大字字渕脇五千二百九十四番の三地先	同市高城町有水字上大久保千二百二十三番の九十二地先
本庄川	左岸	宮崎県東諸県郡綾町大字入野字四枝六百七番の一地先	大淀川への合流点
	右岸	同町同大字字中川原百十八番地の二地先	高岡、柏田
			岳下、樋渡
大淀川			嵐田
			九州地方整備局宮崎河川国道事務所
			宮崎地方気象台

に改める。

○国土交通省告示第五百六十八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項の規定に基づき、昭和三十年建設省告示第千百七十八号（水防法第十六条第一項の規定により水防警報を行う指定河川及び海岸）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏